

富士川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	16,634人	8,038,819千円	254,469千円	1,347,140千円	16.76%	14.03%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

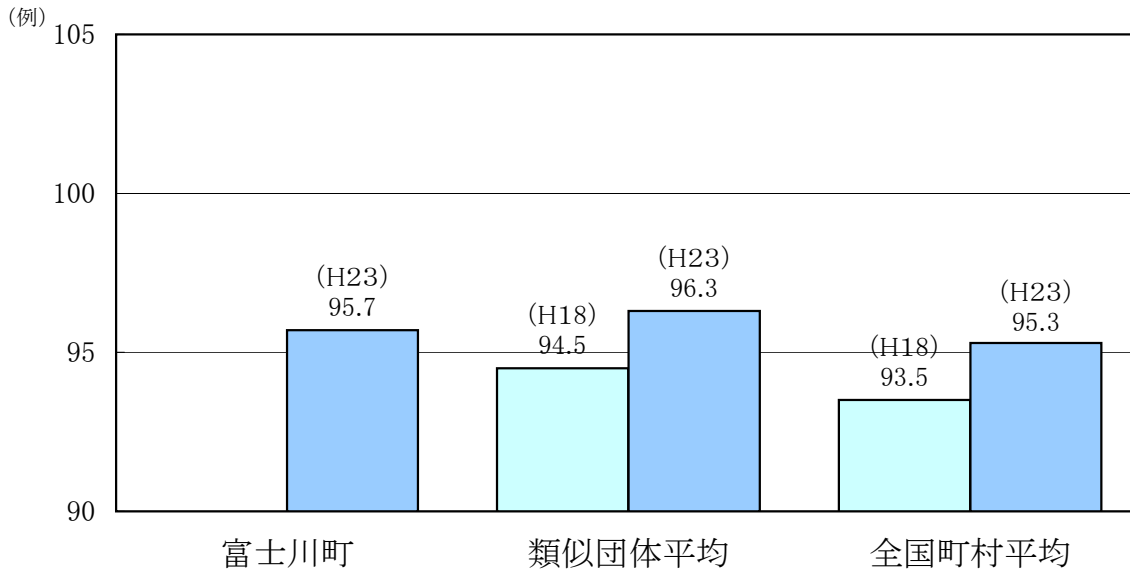
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	163人	588,723千円	79,261千円	212,676千円	880,660千円	5,403千円	5,733千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成22年3月8日に旧増穂町と旧鯉沢町が合併し、富士川町となる。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600		
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600		

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	41.3 歳	308,800 円	345,390 円	331,919 円
山梨県	43.2 歳	335,675 円	415,536 円	373,791 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.1 歳	323,344 円	377,923 円	351,123 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
富士川町	52.9 歳	10 人	257,400 円	273,770 円	264,620 円	—	—	—	—
うち学校給食	57.6 歳	4 人	274,800 円	279,075 円	278,050 円	調理員	43.1 歳	274,400 円	1.02
うちその他	49.8 歳	6 人	245,900 円	270,384 円	255,750 円	—	—	—	—
山梨県	49.3 歳	168 人	334,046 円	386,049 円	359,815 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	13 人	287,269 円	311,840 円	300,179 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士川町	—	—	—
うち学校給食	4,477,800 円	3,634,600 円	1.23

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

④看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	35.4 歳	269,273 円	286,481 円	278,190 円
山梨県	43.0 歳	355,717 円	417,341 円	374,939 円
国	45.5 歳	314,065 円	—	343,856 円
類似団体	41.5 歳	304,726 円	349,856 円	317,355 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		富士川町	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,700 円	—
	中 学 卒	129,200 円	129,200 円	—
看護保健職	大 学 卒	198,300 円	206,900 円	—
	短 大 卒	188,900 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

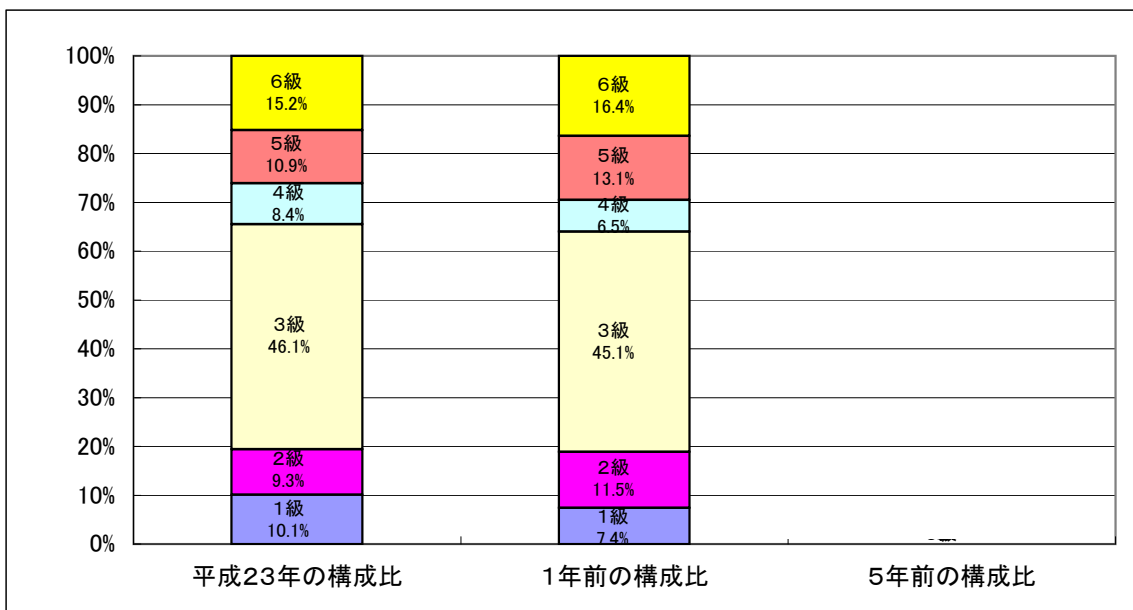
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	251,550 円	293,700 円	327,900 円
	高 校 卒	— 円	— 円	295,975 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
看護保健職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	会計管理者 課長 局長 参事	18 人	15.2 %
5 級	課長補佐 調整主幹	13 人	10.9 %
4 級	主幹	10 人	8.4 %
3 級	主査 副主査	55 人	46.1 %
2 級	主任	11 人	9.3 %
1 級	主事	12 人	10.1 %

- (注) 1 富士川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度を試行している。昇給等に反映できるよう検討中である。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士川町		山梨県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,346 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,572 千円		—	
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価制度を試行している。勤勉手当に反映できるよう検討中である。

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

富士川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり平均支給額	20,000 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)	91 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	8,273 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	6.7 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症患者の救護等	日額 1,000円
災害出動手当	災害・火災現場へ出動した職員	災害現場への出動	日額 1,000円
野犬狩従事手当	野犬狩に従事した職員	野犬狩	日額 1,000円
動物死がい処理手当	動物の死がい処理に従事した職員	動物の死がい処理	日額 1,000円
行路病人取扱手当	行路病人の保護に従事した職員	行路病人の保護・収容	日額 1,500円
死体処理手当	死亡人の処理に従事した職員	死亡人の処理作業	日額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	32,467 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	199 千円
支給実績（21年度決算）	29,546 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	161 千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他(配偶者あり) 6,500円 その他(配偶者なし) 11,000円 特定扶養加算 5,000円	同		18,023 千円	231,064 円
住居手当	借家等居住月額12,000円を超える家賃を支払う職員 上限27,000円	同		9,269 千円	319,620 円
通勤手当	通勤距離 片道2Km以上の職員 通勤距離に応じて 月額2,000円～24,500円	同		3,442 千円	40,494 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円			13,926 千円	386,833 円
宿日直手当	宿直1日 4,200円			2,043 千円	15,837 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区分	給料	月額	
		額	等
給料	町長	685,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円/ 505,000 円
	副町長	568,000 円	710,000 円/ 448,000 円
	教育長	538,000 円	
報酬	議長	230,000 円	420,000 円/ 230,000 円
	副議長	180,000 円	360,000 円/ 180,000 円
	議員	158,000 円	345,000 円/ 158,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(22年度支給割合) 4.050	月分
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 3.15	月分
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料 × 42/100 × 在任月数	(支給時期) 任期毎
	備考		

7 職員数の状況

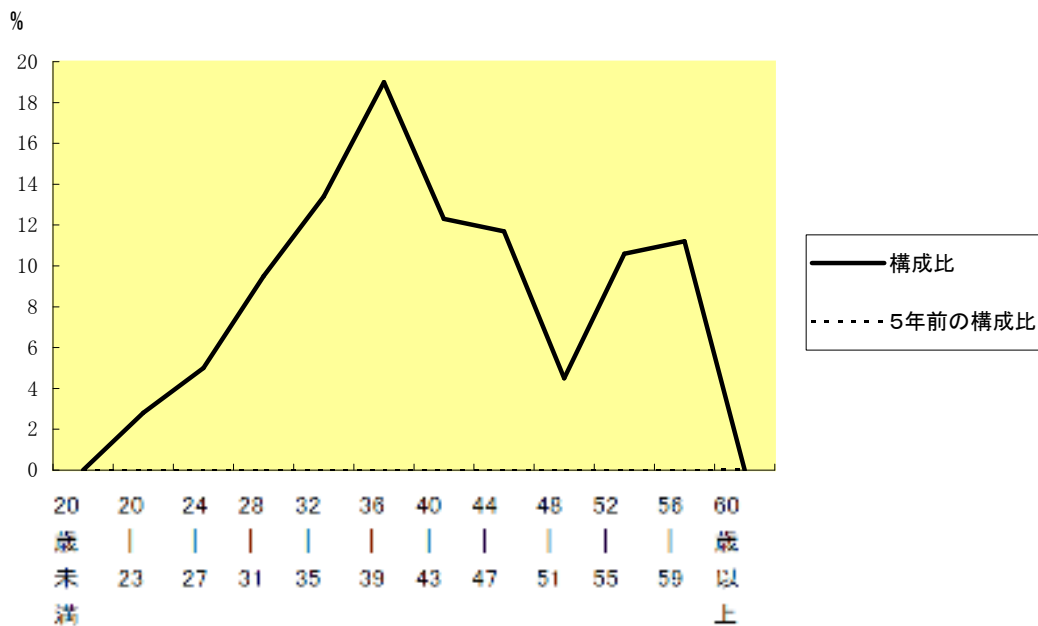
(1) 部門別職員数の状況

(23年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	3	3	0	事務の統廃合 欠員不補充
		総務	55	50	△5	
		税務	11	9	△2	
		農水	8	8	0	
		商工	5	10	5	
土木		9	10	1		
民生		41	44	3		
衛生		14	14	0		
	計	146	148	2		
	教育部門	18	15	△3	欠員不補充	
	小 計	164	163	△1		
公等 営会 企計 業部 門	上下水道	8	8	0	事務の移行	
	その他	13	9	△4		
	小 計	21	17	△4		
合 計		185 [189]	180 [189]	△5		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	9人	17人	24人	34人	22人	21人	8人	19人	20人	0人	179人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		141	140	135	134	146	148	7 (5.0%)
教育		28	27	27	24	18	15	△13 (△46.4%)
消防								
普通会計計		169	167	162	158	164	163	△6 (△3.6%)
公営企業等会計計		30	30	31	29	21	17	△13 (△43.3%)
総合計		199	197	193	187	185	180	△19 (△9.5%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 18年から21年については、合併前の旧増穂町、旧鯉沢町の合計職員数。